

北海道師範塾「教師の道」規約

前文

学び続ける教師だけが、教壇に立つことを許される。

成長し続ける教師だけが、子どもを成長させることができる。

教師は、子どもたちに努力の大切さを伝え、学びの「道」を指し示すべき存在である。

だからこそ、教師は、自ら努力を重ね、学びの「道」を実践する者でなくてはならない。

「道」とはなにか。

「道」とは、「極める」ものである。

「道」とは、「修業する」ものである。

「道」とは、「果てしない」ものである。

「子どもにとって価値ある存在でありたい。」

教師となった者は、一人残らず、そのような熱い思いと志をもって教壇に立ったはずである。

しかし、はじめから力のある教師はいない。子どもたちと同様、教師もまた、学びながら成長していく存在なのだ。

我々は、教師たる自覚と矜持を持ち、子どもたちのために自ら襟を正し、研鑽を重ねる者のみが、教師としての価値ある道を歩むことができるのだと確信している。

こうした思いを共有する者が、共に学びあい、共に成長し続けるための場として、ここに北海道師範塾「教師の道」を立ち上げることにした。

平成22年9月20日

塾頭 吉田 洋一

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、北海道師範塾「教師の道」と称し（「教師の道」と略称する）、事務局を事務局長の所在地に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、北海道の教師の資質を高め、もって北海道教育の発展・向上に資することを目的とする。

第3章 活動及び事業

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動及び事業を行う。

① 教師の「人間力」を磨き、「教師力」を高めるための研修会（以下「塾」と称する）を開催する。

② その他本会の目的達成のために必要な活動を行う。

第4章 会員及び組織

第4条 本会は、理事を会員とする。

第5条 本会に次の役員を置く。

① 塾頭	1名
② 副塾頭	若干名
③ 参与	若干名
④ 事務局長	1名
⑤ 事務局次長	若干名
⑥ 会計	1名
⑦ 監事	若干名

第6条 役員を選出は次の通りとする。

- ① 本会は、理事の互選により、役員として塾頭、副塾頭、参与、事務局長、事務局次長、会計及び監事を置く。
- ② 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- ③ 任期満了後は、後任者の就任まで任期を自動延長とする。
- ④ 欠員補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 顧問及び賛助会員

第7条 本会は、顧問を置くことができる。なお、顧問は、理事会で推挙し、塾頭が委嘱する。

第8条 本会は、本人から会の支援をしたい旨申し出があった場合、賛助会員とすることができる。

第6章 任務

第9条 役員、理事、顧問の任務は、次の通りとする。

- ① 塾頭は、本会を代表し、会務を統括する。
- ② 副塾頭は、塾頭の指示により、会の理解・啓発等を計画するとともに、塾頭を補佐する。
- ③ 参与は、組織充実など、本会のあり方など検討するとともに、塾頭及び副塾頭を補佐する。
- ④ 事務局長は、塾頭の指示により、本会事務全般を担務する。
- ⑤ 事務局次長は、会の塾活動を計画するとともに、事務局長を補佐する。
- ⑥ 会計は、会費等を徴収するとともに、会の運営に係る経費を適正に執行する。
- ⑦ 監事は、会計を監査する。
- ⑧ 理事は、塾頭の指示により会務を担当する。
- ⑨ 顧問は、塾頭の諮問に応じ、意見を述べる。

第7章 会議

第10条 理事会は、次の場合に開催する。

- ① 塾を開催した時
- ② 塾頭が必要と認めた時

第11条 理事会は、次の事項を議決する。

- ① 会務に関する報告、決算の承認
- ② 活動及び事業計画と予算の承認
- ③ 規約の改廃
- ④ 役員を選出
- ⑤ その他本会の目的達成に必要な事項

第12条 本会におけるすべての議決は、出席理事の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長が決定する。

第13条 理事会の議長は、塾頭が務める。

第14条 理事会の議決事項に関して理事会を開催することができない場合は、塾頭及び事務局長の協議により専決処理し、次回理事会にて報告、承認を求めるものとする。

第14条の2 塾頭及び事務局長の協議による専決処理が困難な事案に係る決定等を迅速に処理する機関として、本会に総務会を置く。

- ① 総務会は、塾頭、副塾頭、事務局長、事務局次長で構成する。
- ② 総務会は塾頭が招集し、随時開催する。なお、必要ある場合は、対応事案等を担務する理事も招集する。

第14条の3 本会が開設する塾講座等の企画立案する機関として、本会に企画委員会を置く。

- ① 企画委員会は、塾頭が指名した理事等若干名で構成する。
- ② 企画委員会で立案した講座案は、総務会で検討の上、理事会に諮るものとする。

第8章 会計

第15条 本会の運営活動費は、理事の会費及び賛助会員の会費等をもって充てる。

理事の会費は、年額10,000円とする。

第16条 塾の運営経費は、塾生の受講料をもって充てる。

第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第9章 その他

第18条 本会の運営細部については、細則を定めることができる。

附 則

- 1 本規約は、平成22年9月20日より施行する。
- 2 本会の設立当初の理事及び役員及び任期は、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
任期は、平成25年3月31日までとする。

理事（塾頭）	吉田洋一
理事（副塾頭・事務局長）	鈴木重男
理事（副塾頭）	白髭俊穂
理事（副塾頭）	長野藤夫
理事（参与）	吉井亮
理事（参与）	巻渕雄二
理事（事務局次長）	小山内仁
理事（会計）	森直樹
理事（監事）	近田勝信
理事	佐々木誉之
理事	金誠

- 3 平成22年12月20日、規約の一部改正
- 4 平成23年1月21日、規約の一部改正
- 5 平成24年3月7日、規約の一部改正
- 6 平成24年5月20日、規約の一部改正
- 7 平成24年7月6日、規約の一部改正

北海道師範塾「教師の道」運営細則

第1条 本細則は、規約第18条に基づき、組織体制と会費及び塾運営等について定めたものである。

第2条 本会は以下の3者によって組織し、その年会費を次のように定める。

(1) 本会は、理事及び開設講座に参加する塾生、本会活動を支援する賛助会員で組織する。

(2) 会費は、次のとおりとする。

① 理事会費は、年間10,000円とする。

② 塾生会費は、現役教師等は年間5,000円、学生は年間2,000円とする。

なお、最初に塾生として登録する場合、登録料1,000円を徴収する。

③ 賛助会員会費は、年間10,000円とする。

(3) 本会は、本会の志及び活動内容に賛同する篤志家の申し出により、寄付を受けることができる。寄付を受けることの可否については、総務委員会の意見を聞き、その都度塾頭が判断する。ただし、寄付によって本会の活動が制約を受けるようなことがあってはならない。

第3条 本会が開設する塾講座及び資料の発刊等は、次のとおりとする。

① 年2回の定期塾講座

② 不定期に開催する講演会、シンポジウム

③ 理事及び塾生などが執筆した資料の発刊等

④ 教師養成講座

第4条 本会が開設する講座等の講師を、次の者とする。

① 本会開催講座等の講師は、原則として本会理事が担当する。

② その他、講座等の内容に応じて適格な有識者を、講師として依頼する。

第5条 講師への交通費及び謝費の支給については、以下のとおりとする。

① 本会理事及び賛助会員が講師を務めた時は、当分の間、居住地及び本会財務状況等を勘案して、塾頭が決定するものとする。

第6条 塾生以外の講座受講料は、次のとおりとする。

① 現役教師等は、1開催講座5,000円とする。

② 学生は、1開催講座2,000円とする。

付 則

1 本運営細則は、平成22年12月20日より施行する。

2 平成24年7月6日、運営細則の一部改正